

兵庫県告示第 1155 号の 2

環境の保全と創造に関する条例第 142 条の 2 の規定による特定物質排出抑制計画に関する指針を次のように定め、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

平成 15 年 9 月 30 日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針

第 1 目的

この指針は、環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 142 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定規模排出事業者（以下「事業者」という。）が事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出抑制に係る目標（以下「排出抑制目標」という。）その達成のために講ずる措置（以下「排出抑制措置」という。）その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた特定物質排出抑制計画（以下「排出抑制計画」という。）を作成するために必要な事項等について定めることを目的とする。

第 2 特定物質排出抑制計画の作成

1 特定物質排出抑制方針及び推進体制の整備

(1) 特定物質排出抑制方針

事業者は、事業活動に伴う特定物質の排出の抑制に関する方針を定めるものとする。

(2) 推進体制の整備

事業者は、排出抑制措置の推進状況及び実施結果の点検を行うことにより排出抑制計画を着実に推進するため、推進責任者及び部署ごとの推進員を設置するなど、推進体制を整備するものとする。

2 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量の算定

事業者は、特定物質の排出状況として、既設工場等については基準年度及び平成 14 年度、新增設工場等については基準年度（対象となった年度の前年度）における事業活動に伴う燃料、熱及び電気（以下「燃料等」という。）の使用量その他の特定物質の排出を伴う事業の活動量を把握することにより、特定物質の種類ごとの排出量を算定するものとする。

区 分		基準年度
既設工場等	平成 15 年 10 月 1 日前に既に対象であったもの	平成 2 年度 *1
新增設工場等	平成 15 年 10 月 1 日以後、新設又は燃料等使用量の増加により対象となったもの	対象となった年度の前年度 *2

備考 *1 平成 3 年度以降に排出を開始した場合は、平成 2 年度に代えて、排出を開始した年度又は排出量を把握し始めた年度を基準年度とすることができる。

*2 平成 2 年度の排出量が把握できる場合には、対象となった年度の前年度に加えて、平成 2 年度も算定するよう努める。

(2) 特定物質排出量の算定方法

特定物質の排出量は、原則として、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案）」（平成15年7月環境省作成）に基づき算定するものとする。その際、単位発熱量や排出係数等については、事業者の実測等に基づいて係数等を設定することが望ましい。

(3) 特定物質排出量の算定に当たっての留意点

単位発熱量や排出係数等について、事業者の実測等に基づいて係数等を設定する場合には、その根拠資料（サンプル数や個別の測定結果等）を特定物質排出抑制計画書（以下「計画書」という。）に添付するものとする。

3 特定物質排出抑制目標の設定

事業者は、排出抑制目標を次の点に留意して設定するものとする。

- (1) 2により算定した特定物質の排出量、4により選定した排出抑制措置の内容、当該排出抑制措置を実施した場合の抑制効果等を考慮し、設定する。
- (2) 目標年度については、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成12年7月制定）の目標年度である平成22年度とする。なお、短期的目標として同推進計画の中間年度である平成17年度についてもできる限り設定するよう努めるものとする。
- (3) 基準年度における特定物質の排出量に対する目標年度における数量的なものとし、原則として、特定物質ごとの排出量見込みについて、4により選定した排出抑制措置の効果等を考慮し、予測して設定する。

4 特定物質排出抑制措置の選定

事業者は、特定物質の排出状況、排出抑制措置の現状、法令等の基準等を踏まえ、別表に掲げる区分ごとに、同表に掲げる排出抑制措置の事例を参考に、効果的かつ実現可能な排出抑制措置の内容を個別具体的に定めるものとする。この場合においては、排出抑制措置ごとに数量的な目標を設定するよう努めるものとする。

5 計画書の様式

計画書は、別添様式第1号を参考に作成するものとする。

6 添付書類

- (1) 2(1)により算定を行う年度（以下「算定年度」という。）の燃料及び熱の種類別使用量、電気の使用量並びに特定物質排出量の集計結果を添付するものとする。
- (2) 必要に応じて、算定年度における月ごと及び用途ごとの燃料等の使用実績を添付するものとする。
- (3) 県外の工場等を含めた排出抑制措置を講じている事業者は、必要に応じて、当該排出抑制措置に係る資料を添付するものとする。

第3 特定物質排出抑制措置結果報告書の作成

1 特定物質排出抑制目標の達成状況等の確認

事業者は、計画期間中、毎年度、特定物質ごとの排出量を算定するとともに、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果について点検及び評価を行い、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行うものとする。

また、事業者は、計画期間が終了したときは、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果を

まとめ、排出抑制目標の達成状況について確認を行うとともに、達成要因又は未達成要因を明らかにするものとする。

2 特定物質排出抑制措置結果報告

(1) 報告内容

事業者は、毎年、前年度の特定物質ごとの排出状況並びに排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果及び評価について、特定物質排出抑制措置結果報告書（以下「報告書」という。）により報告するものとする。なお、排出量の算定については、第2の2に準ずるものとする。

(2) 報告書の様式

報告書は、別添様式第2号を参考に作成するものとする。

(3) 添付書類

ア 特定物質の排出量の集計結果を添付するものとする。

イ その他、排出抑制措置の結果や目標達成状況等について参考となる資料等があれば、添付するものとする。

第4 特定物質排出抑制計画等の公表

事業者は、条例第142条の7に基づき公表する場合には、次に掲げる事項を公表するように努めるものとする。

1 特定物質排出抑制計画

(1) 事業者の概要

(2) 特定物質の排出状況

(3) 排出抑制目標

(4) 排出抑制措置

2 特定物質排出抑制措置の結果

(1) 事業者の概要

(2) 特定物質の排出状況

(3) 排出抑制目標の達成状況

(4) 排出抑制措置の達成状況

別表 排出抑制措置の事例

区分	排出抑制措置の事例
1 エネルギーの使用の合理化	1 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減 2 空気調和設備（以下「空調設備」という。）におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用 3 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用 4 照明設備における高効率蛍光灯又はインバータ制御による照度調整設備の採用 5 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用 6 高効率給湯機器の採用 7 二酸化炭素原単位の低いエネルギーの利用 8 太陽光発電、風力発電その他の自然エネルギーの利用 9 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用 10 ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入等によるエネルギー管理システムの採用 11 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理 12 夏期冷房摂氏28度、冬期暖房摂氏20度の維持による室内温度管理の適正化 13 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理化に配慮した運転手法の採用 14 昼休みの一斉消灯 15 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止 16 小集団活動等を通じた省エネルギー活動 17 エネルギー使用設備の管理規程の見直し・管理体制の充実
2 自動車等に関する対策	1 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入 2 公共交通機関の利用による自動車使用の低減 3 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化 4 自動車の性能維持のための定期的な点検整備 5 アイドリングストップ 6 経済的な運転の励行
3 製造工程における対策	1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制 3 製造工程における廃熱の利用 4 最適燃焼制御 5 工程の削減・連続化 6 高性能・高機能設備の導入
4 ハイドロフルオロカーボン等の排出抑制	1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質への転換若しくは当該物質の開発 2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時、製品への封入時等の漏えい防止の徹底 3 半導体素子等の製造装置の洗浄作業時におけるパーフルオロカーボンの効率的な使用
5 廃棄物の排出抑制・再利用	1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用 2 分別回収品目の拡大 3 廃棄物のリサイクル

様式第 1 号（条例第142条の 2 関係）

特定物質排出抑制（変更）計画書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

Ⓔ

担当者氏名

電話（ ） -

工場等の名称		
工場等の所在地		
業 種		
事業の概要		
燃料等の使用量		燃料・熱 k l / 年（原油換算量） 電 気 k W h / 年
担当部署	名 称	
	連 絡 先	電話 (ファクシミリ) (電子メール)
1 特定物質排出抑制方針		別紙のとおり
2 推進体制の整備		
3 特定物質排出状況		
4 特定物質排出抑制目標		
5 特定物質排出抑制措置		
備 考		

別紙

1 特定物質排出抑制方針

(計画等の公表の方法についても記載のこと。)

2 推進体制の整備

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量(二酸化炭素換算 kg-CO₂) 基準年度(年度)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	合計
1.1 燃料の使用								
1.2 電気事業者から供給された電気の使用								
1.3 熱供給事業者から供給された熱の使用								
(以下、算定対象となる活動を記載すること。)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
(例)2.1.1 ボイラにおける燃料の使用								
合 計								

注：活動の区分については、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に従って記載すること。

(2) 特定物質排出量（二酸化炭素換算 kg-CO₂） 現況(年度)

活動の区分	特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	合計
1.1 燃料の使用								
1.2 電気事業者から供給された電気の使用								
1.3 熱供給事業者から供給された熱の使用								
(以下、算定対象となる活動を記載すること。)	(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)							
(例)2.1.1 ボイラにおける燃料の使用								
合 計								

注：活動の区分については、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に従って記載すること。

4 特定物質排出抑制目標

(1) 排出抑制目標

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特定物質	基準年度排出量 ()年度(a)	抑制目標量		抑制率(%)	
		平成17年度(b)	平成22年度(c)	平成17年度	平成22年度
二酸化炭素					
メタン					
一酸化二窒素					
H F C					
P F C					
六ふっ化硫黄					
合計					

備考：抑制率(%) = [(a) - { (b) 又は (c) }] / (a) × 100

(2) 目標設定の考え方

5 特定物質排出抑制措置

措置の区分	具体的な措置の内容	措置の目標（数量的なもの）

様式第2号（条例第142条の3関係）

特定物質排出抑制措置結果報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

Ⓔ

担当者氏名

電話（ ） -

工場等の名称		
工場等の所在地		
燃料等の使用量		燃料・熱 k l / 年（原油換算量） 電 気 kWh / 年
1 特定物質排出状況		別紙のとおり
2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価		
担当部署	名 称	
	連 絡 先	電話 (ファクシミリ) (電子メール)
備 考		

A 4

別紙

1 特定物質排出状況

特定物質排出量（二酸化炭素換算 kg-CO₂）（ 年度）

活動の区分	特定物質	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	六ふっ化硫黄	合計
1.1 燃料の使用								
1.2 電気事業者から供給された電気の使用								
1.3 熱供給事業者から供給された熱の使用								
(以下、算定対象となる活動を記載すること。)		(算定対象となる特定物質を選択し、算定する。)						
(例)2.1.1 ボイラにおける燃料の使用								
合 計								

注：活動の区分については、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に従って記載すること。

2 特定物質排出抑制措置の結果及び評価

(1) 排出抑制目標の達成状況

(二酸化炭素換算 t-CO₂)

特定物質	基準年度排出量	現況排出量	抑制目標量		達成率(%)	
	()年度(a)	()年度(d)	平成17年度(b)	平成22年度(c)	平成17年度	平成22年度
二酸化炭素						
メタン						
一酸化二窒素						
H F C						
P F C						
六ふっ化硫黄						
合計						

備考：達成率(%) = { (a) - (d) } / [(a) - { (b) 又は (c) }] × 100

(2) 排出抑制措置の達成状況

措置の区分	計画の内容		措置の結果	
	措置の内容	措置の目標	措置の内容	措置の目標